

町田市保育運営費徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年(2012 年)8 月 3 1 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市保育運営費徴収条例の一部を改正する条例

町田市保育運営費徴収条例（平成１４年１２月町田市条例第５３号）の一部を次のように改正する。

第２条中「の実施をした」を「（法第２４条第１項本文の規定による保育に限る。以下「保育」という。）を実施した」に改める。

別表備考１第２号中「第６条第２項」を「第７条第１項」に、「第７条第１項に規定する知的障害児通園施設に在籍する児童、児童福祉施設最低基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第６０条第２項第１号に規定する難聴幼児通園施設に在籍する児童、法第７条第１項に規定する肢体不自由児施設のうち「し体不自由児施設の通園児童に対する療育について（昭和３８年６月１１日厚生省発児第１２２号通知）」による通園児童療育部門及び児童福祉施設最低基準第６８条第２号に規定する肢体不自由児通園施設に在籍する児童」を「第６条の２第２項に規定する児童発達支援若しくは同条第３項に規定する医療型児童発達支援を利用している児童」に改め、同表備考４第５号中「第４１条の３の２第４項及び第５項」を「第４１条の３の２第１項、第２項、第４項及び第５項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の町田市保育運営費徴収条例の規定は、平成２４年４月１日から適用する。

改正後	改正前		
(費用の徴収) 第 2 条 市長は、町田市保育の実施に関する条例(昭和 62 年 3 月町田市条例第 8 号)の規定により保育(法第 24 条第 1 項本文の規定による保育に限る。以下「保育」という。)を実施したときは、町田市規則(以下「規則」という。)に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)から法第 51 条第 4 号又は第 5 号に規定する保育費用(以下「保育料」という。)を徴収するものとする。 別表(第 3 条関係) 徴収基準額表 <table><tr><td>略</td></tr></table> 備考 1 この表に掲げる徴収金基準額の適用については、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 前号の場合において、同一世帯に入所児童のほか、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条及び附則第 6 条に規定する幼稚園に在籍する児童、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 7 条第 1 項に規定する認定こども園に在籍する児童、学校教育法第 76 条第 2 項に規定する幼稚部(特別支援学校幼稚部)に在籍する児童、法第 6 条の 2 第 2 項に規定する児童発達支援若しくは同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援を利用している児童又は法第 7 条第 1 項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍する児童が属するときは、入所児童が、当該世帯におけるこれらの児童のうち最も年齢の高	略	(費用の徴収) 第 2 条 市長は、町田市保育の実施に関する条例(昭和 62 年 3 月町田市条例第 8 号)の規定により保育の実施をしたときは、町田市規則(以下「規則」という。)に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)から法第 51 条第 4 号又は第 5 号に規定する保育費用(以下「保育料」という。)を徴収するものとする。 別表(第 3 条関係) 徴収基準額表 <table><tr><td>略</td></tr></table> 備考 1 この表に掲げる徴収金基準額の適用については、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 前号の場合において、同一世帯に入所児童のほか、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条及び附則第 6 条に規定する幼稚園に在籍する児童、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 6 条第 2 項に規定する認定こども園に在籍する児童、学校教育法第 76 条第 2 項に規定する幼稚部(特別支援学校幼稚部)に在籍する児童、法第 7 条第 1 項に規定する知的障害児通園施設に在籍する児童、児童福祉施設最低基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 60 条第 2 項第 1 号に規定する難聴幼児通園施設に在籍する児童、法第 7 条第 1 項に規定する肢体不自由児施設のうち「し体不自由児施設の通園児童に対する療育に	略
略			
略			

改正後	改正前
い児童から順に数えて 1 人目の場合は 1 人の欄に掲げる額を、2 人目の場合は 2 人の欄に掲げる額を、3 人目以降の場合は 3 人以上の欄に掲げる額を、それぞれ適用する。 2・3 略 4 所得税の額とは、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和 22 年法律第 175 号)の規定によって計算された所得税の額(扶養控除にあっては、所得税法等の一部を改正する法律(平成 22 年法律第 6 号)による改正前の所得税法第 2 条及び第 84 条第 1 項の規定を適用して計算した額)をいう。ただし、次に掲げる規定は適用しないものとする。 (1)～(4) 略 (5) <u>租税特別措置法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項</u>(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例) (6)～(10) 略 5・6 略	<u>ついて(昭和 38 年 6 月 11 日厚生省発児第 122 号通知)」による通園児童療育部門及び児童福祉施設最低基準第 68 条第 2 号に規定する肢体不自由児通園施設に在籍する児童又は法第 7 条第 1 項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍する児童が属するときは、入所児童が、当該世帯におけるこれらの児童のうち最も年齢の高い児童から順に数えて 1 人目の場合は 1 人の欄に掲げる額を、2 人目の場合は 2 人の欄に掲げる額を、3 人目以降の場合は 3 人以上の欄に掲げる額を、それぞれ適用する。</u> 2・3 略 4 所得税の額とは、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和 22 年法律第 175 号)の規定によって計算された所得税の額(扶養控除にあっては、所得税法等の一部を改正する法律(平成 22 年法律第 6 号)による改正前の所得税法第 2 条及び第 84 条第 1 項の規定を適用して計算した額)をいう。ただし、次に掲げる規定は適用しないものとする。 (1)～(4) 略 (5) <u>租税特別措置法第 41 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項</u>(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例) (6)～(10) 略 5・6 略